労働安全衛生法 各種手数料 収入印紙金額表(抜粋)

平成 16 年 3 月 29 日施行

							平成 16 年 3 /				
対象	検査の種類			X		分			手数		
X) SK	代旦の作品				<u>-</u>	73			紙申請	電子申請	
								5 未満	17,600	17,200	
	構造検査 使用検査						5 以上	10 未満	21,500	21,000	
							10 以上	40 未満	30,400	30,000	
							40 以上	100 未満	35,500	35,000	
			伝執面 積(i	単位・	m²)		100 以上	200 未満	43,200	42,800	
	性能検査	伝熱面積(単位:m²)			,		200 以上	300 未満	50,600	50,100	
	使用再開検査						300 以上	500 未満	58,400	57,900	
							500 以上	700 未満	73,900	73,400	
								700 / (/ш)	81,700	81,200	
-						胴又は管寄せ	700 以上	0.5 未満	21,300	20,800	
					5 未満	刷メは官奇で の最大内径	0.5 以上	1 未満	33,400	33,000	
	溶接検査	ne	ロは祭史せる		3 不順	(単位:m)	1 以上	1 不凋	45,600	45,200	
			又は管寄せの				1 以上	0.5 未満	29,400	28,900	
			手方向におけ	5 以上		胴又は管寄せ	0.5 N. L				
			る溶接部分の長 さの合計 (単位:m)	10 未満		の最大内径	0.5 以上	1 未満	37,500	37,000	
		る場合さ				(単位:m)	1 以上	0 = + \	49,700	49,200	
				40 01 1		胴又は管寄せ	0 = 1.1 1	0.5 未満	33,400	33,000	
ボ					10 以上		の最大内径	0.5 以上	1 未満	41,600	41,100
ボイラー				1		(単位:m)	1 以上		61,900	61,400	
ĺ		第76。 字76。 十十76。 163 7 1		鏡板・管板・天井板・炉筒又			0.5 未満	21,300	20,800		
		は火室のみを溶接する場合			は火室の最大内径 (単位・m)		0.5 以上	1 未満	33,400	33,000	
							1 以上		61,900	61,400	
								100 未満	13,100	12,600	
		水管ボイラー		 伝熱面積(単位・㎡)		100 以上	300 未満	24,100	23,700		
		小目がインー			IAMI	山頂(十位 111)	300 以上	500 未満	31,500	31,000	
	落成検査			500 以上		42,500	42,000				
					伝熱面積(単位・m²)			40 未満	9,500	9,000	
		水管ボイラー以外のボイラー		-			40 以上	100 未満	11,300	10,800	
					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		100 以上		16,800	16,300	
			マンディニ		/二表为 >	五徒(兴/六· ss²\		100 未満	12,700	12,300	
		溶接による変	水管ボイラ	_	1公無[面積(単位・㎡)	100 以上		20,100	19,600	
		更の場合	水管ボイラ	_	/ ±± -	T-1± (24 /2 2)		40 未満	12,700	12,200	
	***		以外のボイラー		伝熱面積(単位・m ²)		40 以上		16,400	15,900	
	変更検査		1.65.4		/ + ± -	T () () 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		100 未満	12,700	12,300	
		溶接によらな	水管ボイラ	-	伝熱	面積(単位・㎡)	100 以上		16,400	15,900	
		い変更の場合					,,	40 未満	9,100	8,600	
		い复更の場合 水管ホイラー 以外のボイラー			伝熱面積(単位・m ²)		40 以上	20 /14/19	12,700	12,300	
			-7/1 0/0/1/				40 公工		12,700	12,000	

计在	*************************************			□	/\			手数	文 料
対象	検査の種類			X	分			紙申請	電子申請
	構造検査 使用検査						0.5 未満	9,900	9,400
						0.5 以上	1 未満	13,800	13,300
						1 以上	2 未満	17,600	17,200
			内容積(単位:㎡)			2 以上	5 未満	21,500	21,000
	性能検査		73 台作 (丰	· W · 111 /		5 以上	10 未満	25,800	25,300
	使用再開検査					10 以上	30 未満	33,500	33,100
						30 以上	60 未満	37,800	37,300
						60 以上		41,700	41,200
					胴又は管寄せ		0.5 未満	21,300	20,800
	溶接検査	胴又は管寄 せを 溶接 する場合	胴又は管寄せの 長手方向におけ る溶接部分の長 さの合計 (単位:m)	5 未満		0.5 以上	1 未満	33,400	33,000
第					(単位:m)	1 以上		45,600	45,200
一種圧力容器				5 以上	胴又は管寄せ		0.5 未満	29,400	28,900
性				10 未満	の最大内径	0.5 以上	1 未満	37,500	37,000
方				10 / (1)	(<u></u> 年12 : m)	1以上		49,700	49,200
容					胴又は管寄せ		0.5 未満	33,400	33,000
品				10 以上		0.5 以上	1 未満	41,600	41,100
					(単位:m)	1 以上		53,800	53,300
		鏡板・管板・	・天井板・炉筒又		えい 天井板・炉筒又		0.5 未満	21,300	20,800
		は火室のみを溶接する場合		は火室の最大内径		0.5 以上	1 未満	33,400	33,000
		10.7 (22.17.17		(-	単位・m)	1 以上		53,800	53,300
	落成検査		内容積(単	位: m³)			5 未満	5,400	4,900
	71,7217.12		13418(4			5 以上		9,100	8,600
		溶接による変更の場合			内容積(単位:㎡)		5 未満	9,100	8,600
	変更検査	711214		13,		5 以上		12,700	12,300
		溶接によ	らない変更の場合	内容	字積(単位:m³)	5 以上	5 未満	5,400	4,900
		治域によりない反更の場合		1 131	アコロリス(千位・川)			9,100	8,600

労働安全衛生法 各種手数料 収入印紙金額表(抜粋)

平成 16年3月29日施行

	平成 16 年 3 月 29 日								
		検査の種類			手数料				
対象	機械の種類				製造/使用/落成/性能		変更検査		
V12/	成小成 ラフィ王大会	区分		使用再開検査					
					紙申請	電子申請	紙申請	電子申請	
				5 未満	28,900	28,400	10,900	10,400	
	ジブクレーン(壁クレーンを除		5 以上	10 未満	38,100	37,600	15,500	15,000	
	く)・橋型クレーン・ケーブル		10 以上	20 未満	47,800	47,300	20,100	19,600	
	クレーン・アンローダー・移動	つり上げ	20 以上	50 未満	59,900	59,500	29,300	28,800	
	式クレーン(浮きクレーンに限	荷重	50 以上	100 未満	79,300	78,900	38,400	38,000	
	る)・ガイデリック及びスチフ	(単位:t)	100 以上	200 未満	93,900	93,400	47,600	47,100	
	レグデリック		200 以上	500 未満	113,300	112,800	61,400	60,900	
			500 以上	1000 未満	132,700	132,200	75,100	74,700	
-			1000 以上		152,100	151,600	88,900	88,400	
クレ				5 未満	16,300	15,800	7,200	6,800	
Y		つり上げ 荷重 (単位:t)	5 以上	10 未満	22,100	21,600	10,900	10,400	
ン			10 以上	20 未満	29,800	29,400	15,500	15,000	
移	天井クレーン		20 以上	50 未満	40,500	40,100	23,900	23,400	
移動式クレー			50 以上	100 未満	55,100	54,600	31,100	30,600	
式			100 以上	200 未満	71,600	71,100	42,100	41,600	
			200 以上	500 未満	93,900	93,400	49,400	49,000	
			500 以上	~ + `++	125,000	124,500	57,700	57,200	
ン			e N.L.	5 未満	15,300	14,800	6,300	5,800	
デ		- 12 I III	5 以上	10 未満	21,100	20,700	9,100	8,600	
IJ	移動式クレーン	つり上げ 荷重 (単位:t)	10以上	20 未満	28,900	28,400	14,600	14,100	
ック	を動式プレーン (浮きクレーンを除く)		20 以上 50 以上	50 未満 100 未満	38,800	38,300	21,900	21,400	
9			100 以上		55,100	54,600	29,300	28,800	
			200 以上	200 未満	71,600	71,100	38,400	38,000	
			200 以上	5 未満	93,900	93,400	49,200 5,500	48,800 5,000	
			5 以上	3 未油 10 未満	13,400 19,200	12,900 18,700	9,100	8,600	
		つり上げ	10 以上	20 未満	23,600	23,100	12,700	12,300	
	上記以外のクレーン		20 以上	50 未満	32,300	31,800	20,100	12,300	
	及びデリック	荷重 (単位:t)	50 以上	100 未満	32,300 45,400	44.900	27,400	26,900	
			100 以上	200 未満	45,400 55,100	54,600	34,800	34,300	
			200 以上	とりひ 不)画	76,000		42,100		
			200 以上		/0,000	75,500	42,100	41,600	

		*************************************	手数料			
対 象	区分	検査の種類	落成/性能/使用再開検査		変更検査	
	Б Л		紙申請	電子申請	紙申請	電子申請
エレベータ	建 载英重(说位,+)	2 未満	19,800	19,300	10,900	10,400
エレベータ	積載荷重(単位: t)	2 以上	28,000	27,600	16,400	15,900

			*************************************	手数料			
対 象	□ /\		検査の種類	落成検査		変更検査	
	分			紙申請	電子申請	紙申請	電子申請
	ガイドレール(昇降	卓 +	30 未満	14,300	13,800	10,900	10,400
建設用リフト	路を有するものに	高さ (単位:m)	30 以上 50 未満	21,600	21,100	15,500	15,000
	あっては昇降路)	(単位:川)	50 以上	29,000	28,500	20,100	19,600

対象 検査の種類 対象	
	主能
	中請
人力により昇降させるもの 12,200	1,700
ゴンドラ	7,500
動力により昇降させるもの (単位:t) 0.25 以上 23,800 2	23,400

	対象	N /	手数料	
	刈家	区 分	紙申請	電子申請
		免許申請 (新規交付/再交付/書替/有効期間の更新) 特定機械検査証 (書替/再交付) 申請	1,500	1,450
	免許・許可	特定機械等の製造許可(ボイラー/第一種圧力容器/クレーン等)	82,500	
		有害物の製造許可(ジクロルベンジン等)	197,600	197,100

備考

- 一 「構造検査」とは、法第 38 条第 1 項の検査のうち、ボイラー又は第一種圧力容器を製造した者が受ける検査(溶接検査を除く。)をいう。
- 二 「使用検査」とは、法第38条第1項の検査のうち特定機械等を製造した者以外の者が受ける検査及び 同条第2項の検査(同項第二号に掲げる場合に受けるものに限る。)をいう。
- 三 「使用再開検査」とは、法第38条第3項の検査のうち、特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者が受ける検査をいう。
- 四 「溶接検査」とは、法第38条第1項の検査のうち、ボイラー又は第一種圧力容器を溶接により製造した者が当該溶接について受ける検査をいう。
- 五 「落成検査」とは、法第38条第3項の検査のうち、特定機械等(移動式のものを除く。)を設置した者が受ける検査をいう。
- 六 「変更検査」とは、法第38条第3項の検査のうち、特定機械等の一部に変更を加えた者が受ける検査 をいう。
- 七 「製造検査」とは、法第38条第1項の検査のうち、クレーン、移動式クレーン、デリック又はゴンドラを製造した者が受ける検査をいう。
- 八 「つり上げ荷重」とは、クレーン、移動式クレーン又はデリックの構造及び材料に応じて負荷させる ことができる最大の荷重をいう。
- 九 「積載荷重」とは、エレベーター(建設用リフトを除く。)又はゴンドラの構造及び材料に応じて、搬器又は作業床に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。

労働安全衛生法

- 第38条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等(特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録製造時等検査機関」という。)の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項(次項において「輸入時等検査対象機械等」という。)について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。
- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。
 - 一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。
 - 二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者(以下この号において単に「他の者」という。)である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。
- 3 特定機械等(*移動式のものを除く。*)を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。